



保険料通知書をお送りします

- ◆ 本年3月からの協会けんぽ健康保険料率と介護保険料率の改定に基づく「保険料通知書」を同封しました。保険料は、4月に支給される給与から改定し控除して下さい。厚生年金保険料の額は変更ありません。なお、協会けんぽ以外の医療保険にご加入の事業所様にはお送りしていません。また、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様につきましては、後日給料明細と一緒にお届けいたします。

雇用保険料率の改定について（確定）

- ◆ 前回の「おしらせ」第157号でご案内しておりました雇用保険料率の改定ですが、従業員負担分は一般の事業が5/1000から6/1000へ、建設業が6/1000から7/1000へそれぞれ引き上げになります。令和5年4月分の給与から変更となりますのでご注意ください。

	現行	令和5年4月～		現行	令和5年4月～
一般の事業	5/1000	6/1000	建設業	6/1000	7/1000

健康保険被扶養者異動のご確認を

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。また、被保険者証は、すみやかに回収をお願いします。
 - ◇適正に削除の手続きを行うことで、協会けんぽから高齢者医療制度への負担額が減少し、ひいては協会けんぽ加入の事業主および被保険者の保険料負担軽減につながります。
 - 《ご参考；令和3年度協会けんぽ 被扶養者資格再確認結果より》
 - 被扶養者から削除となった人：約7.3万人（令和4年3月31日現在）
 - 被扶養者の削除によって見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：9億円程度
 - ◇被扶養者であった方が就職した場合、新しい被保険者証が手元に届くまでの間に旧被保険者証を使用してしまうと医療機関に迷惑がかかります。旧被保険者証は就職したその日から使用することはできません。

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げ（中小企業）

- ◆ 4月1日から、中小企業の月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げとなります（大企業は2019年4月から施行済）。1カ月の起算日（通常であれば給与計算期間の初日）から数えて60時間を超えたところから50%の割増率で計算することになります。60時間にカウントされるのは、平日の時間外労働と法定外休日労働の合計時間数で、法定休日労働時間は含まれません。いままで以上に時間外労働の管理が重要かつ複雑になります。従業員の健康管理の観点からも、長時間労働対策が求められます。

転倒災害防止について

- ◆ 盛岡労働基準監督署で、転倒災害を防止するための取組事例を管内事業場から募集・表彰する「転倒災害防止コンテスト」が初めて開催され、表彰事例が岩手労働局ホームページで公開されています。とても参考になるユニーク、斬新な取り組みばかりです。是非ご覧ください。
 - 《岩手労働局ホームページ》 ▶ 《新着情報》 ▶ 《2023年3月28日 転倒災害防止コンテストの表彰式・・・》